

高知大学学び創造センター教育企画部門大学連携 e-Learning

教育支援センター四国高知大学分室規則

令和4年9月29日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学び創造センター規則第16条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国高知大学分室（以下「センター分室」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センター分室は、国立大学法人徳島大学、国立大学法人鳴門教育大学、国立大学法人香川大学、国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）の緊密な連携の下で、大学教育の共同実施を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の共同実施に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完する教養・専門教育コンテンツ群の開発支援に関すること。
- (3) 大学教育の共同実施を円滑にするための学内調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センター分室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) 分室職員

2 分室長は、分室の業務を掌理する。

3 分室教員及び分室職員は、分室の業務を処理し従事する。

4 第1項に掲げる室員は、学長が選考又は指名し、任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号に掲げる分室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、

分室長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 センター分室の円滑な運営を図るため、その運営に関する委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 センター分室に関する事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター分室に関する必要な事項は、分室長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和4年9月30日において、高知大学大学教育創造センター大学連携 e-Learning 教育支援センター四国高知大学分室規則(平成26年規則第127号。以下「旧規則」という。)の規定に基づき、センター分室室員に任命されている者は、この規則の規定に基づき、センター分室室員に任命されたものとみなし、センター分室室員の任期は、旧規則によるセンター分室室員としての任期の残任期間とする。